

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	在宅の高齢者のみ世帯名簿（山崎分）	
行政機関等の名称	宍粟市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 福祉相談課 地域包括支援係	
個人情報ファイルの利用目的	在宅の高齢者のみ世帯の実態把握業務	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4年齢、5要介護認定有無	
記録範囲	65歳以上高齢者のみ世帯（高齢独居世帯、高齢夫婦世帯、高齢のみ世帯）	
記録情報の収集方法	健康かるてシステムにより抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	民生委員児童員協議会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	宍粟市健康福祉部福祉相談課	
	〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	高齢者相談ファイル（山崎分）	
行政機関等の名称	宍粟市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 福祉相談課 地域包括支援係	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の相談業務等に使用する	
記録項目	1氏名 2生年月日 3年齢 4続柄 5性別 6住所 7世帯主 8電話番号 9世帯判定 10生活状況 11障害高齢者の日常生活自立度 12認知症高齢者の日常生活自立度 13家族構成 14緊急連絡先 14主治医 15既往歴 16介護保険被保険者番号 17認定結果 18認定有効期間 19支援事業所 20サービス利用状況 21ADL 22IADL 23担当民生委員・・・・・・	
記録範囲	65歳以上の高齢者で相談を受けた者	
記録情報の収集方法	健康かるてシステムより抽出	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	宍粟市健康福祉部福祉相談課地域包括支援係	
	〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	地域包括ケア支援システム（山崎分）	
行政機関等の名称	宍粟市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 福祉相談課 地域包括支援係	
個人情報ファイルの利用目的	介護予防支援・ケアマネジメント業務	
記録項目	1氏名 2生年月日 3年齢 4性別 6住所 7電話番号 8障害高齢者の日常生活自立度 9認知症高齢者の日常生活自立度 10家族構成 11緊急連絡先 12住宅環境 13経済状況 14今までの生活 15現状の生活 16主治医 17既往歴 18介護保険被保険者番号 19認定結果 20認定有効期間 21負担割合 22利用サービス 23サービス利用票	
記録範囲	宍粟市地域包括支援センターが担当する事業対象者、要支援1・2の者	
記録情報の収集方法	Smile Compassシステム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	利用者・介護保険サービス事業所	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	宍粟市健康福祉部福祉相談課地域包括支援係 〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者ファイル（山崎分）	
行政機関等の名称	宍粟市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部	
個人情報ファイルの利用目的	災害時の支援	
記録項目	1氏名 2生年月日 3性別 4居住地 5電話番号 6介護認定 7障害者手帳 8緊急通報システム有無 9利用中の医療福祉サービス 10家族等緊急連絡先 11避難支援者 12所在地のハザード情報 13家族構成・同居情報 14居住建物 15緊急時の情報伝達 16避難時携行医薬品等 17避難先 18避難場所避難経路 19避難行動要支援者登録同意の有無・・・・	
記録範囲	避難行動要支援者	
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	避難支援者・自主防災組織・民生委員児童委員・西はりま消防組合 宍粟消防署・宍粟市警察・宍粟市社会福祉協議会・担当介護支援専門員、担当相談支援専門員	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	宍粟市健康福祉部 〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 ☒ （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		